

岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に 関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

地域再生法の一部改正に伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象施設として、新たに特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設が追加されたことを受け、条例においても対象範囲を拡大し定義規定の改正等を行ったことから、規則においても同様に所要の規定の整理を行う。

第 2 改正の内容

本則及び様式中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第 2 1 号

岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則（平成 2 8 年規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項、第 2 項各号及び第 3 項、第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定並びに第 5 条中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

様式第 1 号中「特定業務施設新增設計画書」を「特定業務施設等新增設計画書」に、「特定業務施設の新增設計画」を「特定業務施設等の新增設計画」に、「特定業務施設の種別」を「特定業務施設等の種別」に、

「☐ 事務所 ☐ 研究所 ☐ 研修所 ☐ その他（具体的に： ）」を

「☐ 事務所 ☐ 研究所 ☐ 研修所 ☐ 児童福祉施設
☐ その他（具体的に： ）」に改める。

様式第 2 号中「特定業務施設新增設変更計画書」を「特定業務施設等新增設変更計画書」に、「特定業務施設の」を「特定業務施設等の」に改める。

様式第 3 号から様式第 8 号までの規定中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。